

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																				
1	<p>(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>畜政担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>独立行政法人森林総合研究所</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>10～16 [略]</p>	<p>(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>畜政担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>国立研究開発法人森林総合研究所</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>10～16 [略]</p>																				
2	<p>(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) <u>鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する司法警察職員の職務を行う者の指名に関すること。</p> <p>(6) <u>鳥獣保護の指導及び希少野生動植物保護のための監視指導</u>に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>[略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(保健福祉環境部長等専決事項)</p> <p>第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 務</th> <th colspan="2">専決権者</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保健福祉環境部長</th> <th>保健福祉環境センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	専決権者		備 考	保健福祉環境部長	保健福祉環境センター所長					<p>(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) <u>鳥獣保護管理事業計画、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する司法警察職員の職務を行う者の指名に関すること。</p> <p>(6) <u>鳥獣の保護及び管理の指導並びに</u>希少野生動植物保護のための監視指導に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) <u>指定管理鳥獣捕獲等事業</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>鳥獣捕獲等事業の認定</u>に関すること。</p> <p>(11) <u>住居集合地域等における麻酔銃猟の許可</u>に関すること。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>[略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(保健福祉環境部長等専決事項)</p> <p>第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 務</th> <th colspan="2">専決権者</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保健福祉環境部長</th> <th>保健福祉環境センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	専決権者		備 考	保健福祉環境部長	保健福祉環境センター所長				
事 務	専決権者		備 考																			
	保健福祉環境部長	保健福祉環境センター所長																				
事 務	専決権者		備 考																			
	保健福祉環境部長	保健福祉環境センター所長																				

[略]	
10 狩猟免許の交付に関すること（ 狩猟免許試験に係るもの（鳥獣の 保護及び狩猟の適正化に関する法 律（平成14年法律第88号）第49条 第2号に係るもの（以下「一部免 除試験」という。）を除く。）を 除く。）	[略]
[略]	

2・3 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター 所長	

[略]						
25 鳥獣の保 護及び狩猟 の適正化に 関する法律 の施行に関 する事務	[略]	第14条第1項	特定鳥獣の捕 獲等をするこ とができる休 猟区の区域の 指定（指定の 区域が2以上 の広域振興局 の所管区域に わたるものを 除く。）	[略]		
[略]						
26 鳥獣の保 護及び狩猟 の適正化に 関する法律 施行規則（ 平成14年環 境省令第28 号）の施行 に関する事 務	[略]					
[略]						

[略]	
10 狩猟免許の交付に関すること（ 狩猟免許試験に係るもの（鳥獣の 保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律（平成14年法律第88 号）第49条第2号に係るもの（以 下「一部免除試験」という。）を 除く。）を除く。）	[略]
[略]	

2・3 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター 所長	

[略]						
25 鳥獣の保 護及び管理 並びに狩猟 の適正化に 関する法律 の施行に関 する事務	[略]	第14条第1項	第二種特定鳥 獣の捕獲等 をすることが できる休猟区 の区域の指定 （指定の区域 が2以上の広 域振興局の所 管区域にわた るものを除く。 ）	[略]		
[略]						
26 鳥獣の保 護及び管理 並びに狩猟 の適正化に 関する法律 施行規則（ 平成14年環 境省令第28 号）の施行 に関する事 務	[略]					
[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。